

【件名】 欧州域内からフランスへの入国に関する検疫措置強化（1月24日以降）

フランスに入国する際の検疫措置について、1月23日付で関連のデクレ（政令）が公表され、1月24日から、欧州（※）域内よりフランスへ空路または海路で入国する者に対して以下の検疫措置が適用されています。渡航に際しては、ご利用の航空会社・代理店や滞在国を管轄しているフランス大使館に対して最新情報を確認するようお勧めいたします。

（※）EU加盟国、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、バチカン、スイス

1 フライト 72 時間前以内の PCR 検査陰性証明書の提示

欧州域内からフランスに入国する 11 歳以上の渡航者は、利用フライトの出発 72 時間前以内に受けた PCR 検査の陰性証明書を搭乗時に提示する必要があります。

2 自主隔離等に関する誓約

航空機搭乗時に誓約書の提出が求められ、（1）新型コロナウイルス感染の症状がないこと、（2）過去 14 日間に新型コロナウイルス感染者との接触がないこと、（3）到着時に新型コロナウイルスの検査を実施する場合は従うこと（11 歳以上のみ）、を誓約することとなります。

なお、当局による該当する誓約書フォーマットの発表は、この領事メール発出時点では確認されていません。今後必要に応じ、下記フランス内務省サイトを確認するか、利用する航空会社・代理店や出発国のフランス大使館・総領事館にご確認ください。

3 欧州域内から海路で入国する者に対しても同様に上記 1 及び 2 の措置が適用されます。なお、陸路にて入国する者は対象となりませんが、当局による発信内容として、そのことは陸路による入国の口実となるものではない旨報じられています。

4 現在、フランス全土において 18 時から翌 6 時までの夜間外出禁止が実施されています。詳細は、以下の在フランス日本国大使館ホームページをご覧ください。

フランス政府デクレ（2021 年 1 月 23 日付 2021-57 号）：

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043039948>

フランス内務省サイト：

<https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-et-de-voyage>

在フランス日本国大使館サイト（夜間外出禁止関連）：

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/couvrefeu.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

(フランス国外からは(+33) 3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>